

第5章 行政訴訟事件

第1節 行政訴訟事件一覧

令和5年の行政訴訟事件の係属状況は、下表のとおり2件である。そのうち、1件が終結し、1件が翌年に繰越しとなった。

(令和5年12月31日現在)

福岡県労働委員会					福岡地方裁判所					福岡高等裁判所					最高裁判所				
事件 番号	7 条 号 別	申 立 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	原 告	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	控 訴 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	上 告 (受 理 申 立) 人	提 起 (申 立) 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由
元 (不) 7	1 3	元 ・ 12 ・ 27	2 ・ 12 ・ 18	全 部 救 済	3 (行 ウ) 3	使 用 者	3 ・ 1 ・ 14	4 ・ 2 ・ 25	棄 却	4 (行 コ) 22	使 用 者	4 ・ 3 ・ 10	4 ・ 9 ・ 30	棄 却	5 (行 ヒ) 24	使 用 者	4 ・ 10 ・ 13	5 ・ 3 ・ 15	不 受 理
3 (不) 10	3	3 ・ 7 ・ 5	4 ・ 7 ・ 1	一 部 救 済	4 (行 ウ) 40	使 用 者	4 ・ 7 ・ 28												

第2節 行政訴訟終結事件

令和5年（行ヒ）第24号不当労働行為救済命令取消請求事件

当委員会が、令和元年（不）第7号事件（申立人：個人X1及びX2（以下「X1ら」という。）、被申立人：有限会社Y（以下「会社」という。))について、令和2年12月11日付けで、全部救済命令を発したところ、会社はこれを不服として、令和3年1月14日、福岡地裁に命令のうち、金銭の支払を命じる主文第2項及び同第3項の取消しを求めて訴えを提起したものである。

令和4年2月25日、福岡地裁は、会社の請求を棄却する判決を言い渡した。

会社は、これを不服として福岡高裁に控訴したが、同年9月30日、福岡高裁は会社の控訴を棄却する判決を言い渡した。

会社は、これを不服として、最高裁に上告受理申立てを行った。

令和5年3月15日、最高裁は上告審として受理しない旨の決定を行った。

決定要旨

本件を上告審として受理しない。

第6章 緊急命令

係属事件なし

第7章 労働組合の資格審査

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

(単位:件)

年	区分 内訳	係 属			終 結				翌年への 繰 越 し
		前年からの 繰越し	新規申請	計	打切り 取下げ	適 合	不適合	計	
令和 元年	委員推薦	0	9	9	0	9	0	9	0
	不当労働行為	0	2	2	0	2	0	2	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	11	11	0	11	0	11	0
令和 2年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	5	5	1	2	0	3	2
	法人登記	0	2	2	0	2	0	2	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	9	9	1	6	0	7	2
令和 3年	委員推薦	0	14	14	1	13	0	14	0
	不当労働行為	2	3	5	1	2	2	5	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	1	1	0	1	0	1	0
	計	2	18	20	2	16	2	20	0
令和 4年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	3	3	0	3	0	3	0
	法人登記	0	1	1	0	1	0	1	0
	協約拡張適用	0	1	1	0	1	0	1	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	7	7	0	7	0	7	0
令和 5年	委員推薦	0	9	9	0	9	0	9	0
	不当労働行為	0	2	2	0	2	0	2	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	11	11	0	11	0	11	0

第8章 労調法第37条違反被疑事件

本年は、労調法第37条違反被疑事件はなかった。

第9章 地方公労法第5条第2項の認定告示

本年は、地方公労法第5条第2項の認定告示はなかった。

第10章 地方公労法第5条第3項の通知の受領

本年は、地方公労法第5条第3項の通知の受領はなかった。

第 11 章 労働協約の拡張適用

令和 5 年の労組法第 18 条に基づく労働協約の拡張適用の係属状況は、新規係属 1 件であり、この 1 件は以下のとおり決議した。

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンからの申立て

1 申立ての概要

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンは、令和 5 年 1 月 13 日付けで、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社及び第一環境株式会社との間で一組合・使用者二社連名で労働協約（以下「本件協約」という。）を締結した。

本件協約は、福岡市全域を適用地域とし、福岡市水道事業の検針業務を行う「時間給制水道検針員」に該当する者について、賃金、裁判員休暇の付与及び労働保険・社会保険の適用のための措置を定めたものである。

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンは、令和 5 年 2 月 9 日、福岡県知事に対して、労組法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件協約を拡張適用する旨の決定を求める申立てを行い、同月 10 日、申立てを受けた福岡県知事から当委員会あて決議が求められた。

2 小委員会の設置及び審議

当委員会は、令和 5 年 3 月 10 日の第 1844 回定例総会において、労働委員会規則第 5 条第 5 項の規定に基づき、公労使委員各 2 名をもって構成する小委員会を設置し、調査審議を行うこととした。小委員会には、公益委員として、大坪稔委員、所浩代委員、労働者委員として、桑原忠志委員、高田章男委員、使用者委員として、中村年孝委員、有馬紀顕委員の各委員が指名された。

令和 5 年 3 月 10 日、第 1 回小委員会を開催し、大坪稔委員を委員長、所浩代委員を副委員長として選出するとともに、小委員会の運営等について審議した。

以後、小委員会は、令和 5 年 10 月 4 日まで 7 回にわたり開催され、協約当事者である組合、使用者等からヒアリングを行うなどして事実関係の調査を行い、その結果を踏まえて、本件申立てが労組法第 18 条第 1 項に規定する要件を満たすかどうか等について慎重に調査審議を行った。

3 小委員会報告

令和 5 年 10 月 4 日の小委員会において、小委員会の調査審議の結果が報告書としてとりまとめられた。小委員会の判断として、(1) 労組法第 18 条第 1 項に規定する要件について、①「一の地域」は福岡市全域とすること、②本件協約が定める「時間給制水道検針員」を「同種の労働者」として問題ないこと、③「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の適用を受けていること、④本件協約は「一の労働協約」に該当すること、(2) 本件協約の拡張適用を行うことは妥当であること、(3) 拡張適用の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とすること、などが記載されている。

なお、報告書の末尾には、小委員会の議論の過程で、使用者委員から、「特

に、賃金については、厳格に適用すべきであると考えられ、・・・『四分の三』を大きく超えた場合に限って『大部分』に当たると考えるべきである。」「入札制度・・・において、・・・拡張適用がされることになれば、資金に余裕がある大企業に有利となり、地元の中小事業者は、参入が難しくなる・・・入札額等に直接影響を及ぼしかねないような拡張適用は・・・『事業の公正な競争の確保』をかえって害することが懸念される。」などとする意見があった旨が記載されている。

4 総会における審議及び決議

令和5年10月13日の第1857回定例総会に小委員会報告書とともに決議(案)が提出され、同総会、同月27日の第1858回定例総会及び同年11月16日の第1859回定例総会において、決議(案)についての審議が行われた。

その審議を経て、令和5年11月16日の第1859回定例総会において、決議(案)についての議決が行われた結果、決議(案)を可とするものが否とするものを上回り、決議(案)は可決された。

決議における主文は次のとおりである。

主文

本件協約は、下記により拡張適用することが適当である。

1 拡張適用する労働協約の条項

本件協約第2条から第8条第1項までの各条項

ただし、第8条第1項中「2023(令和5)年2月1日」とあるのは「令和6年4月1日」とする。

2 適用する地域

福岡市全域

3 適用する使用者及び労働者

上記2に記載する地域内において、本件協約第2条(5)に定める「使用者」に該当する事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条(4)に定める「時間給制水道検針員」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで